

【参考資料】

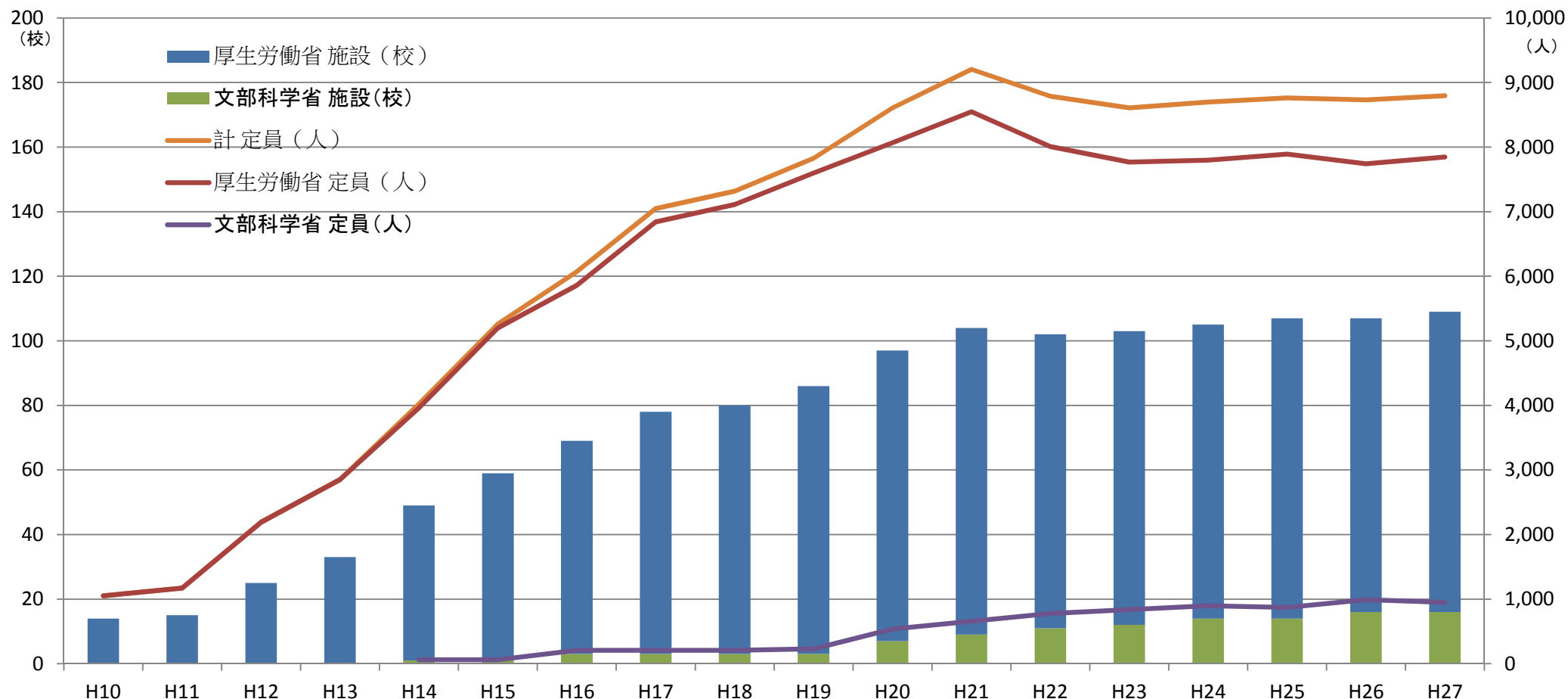
施術管理者の要件について

柔道整復師学校・養成施設数、定員 年度別推移

参考資料
28. 8. 30

○ 平成10年の柔道整復師養成施設不指定処分取消請求事件(注)の判決において、指定基準が満たされる以上は養成施設の指定を行わなければならない、との司法判断により国が敗訴して以来、柔道整復師養成施設が増加傾向にあるが、平成21年度が養成施設の定員数のピークとなっている。

(注) 柔道整復師の需給調整を理由に昭和48年以降、新規の養成校の指定を行っていなかった。このような中で、新規指定申請に対して指定を行わないこととした養成施設から平成10年に福岡地方裁判所に対して訴訟の提起があり、その適法性が争われたもの。



※ 平成27年12月11日「柔道整復師学校養成施設カリキュラム等改善検討会」資料より

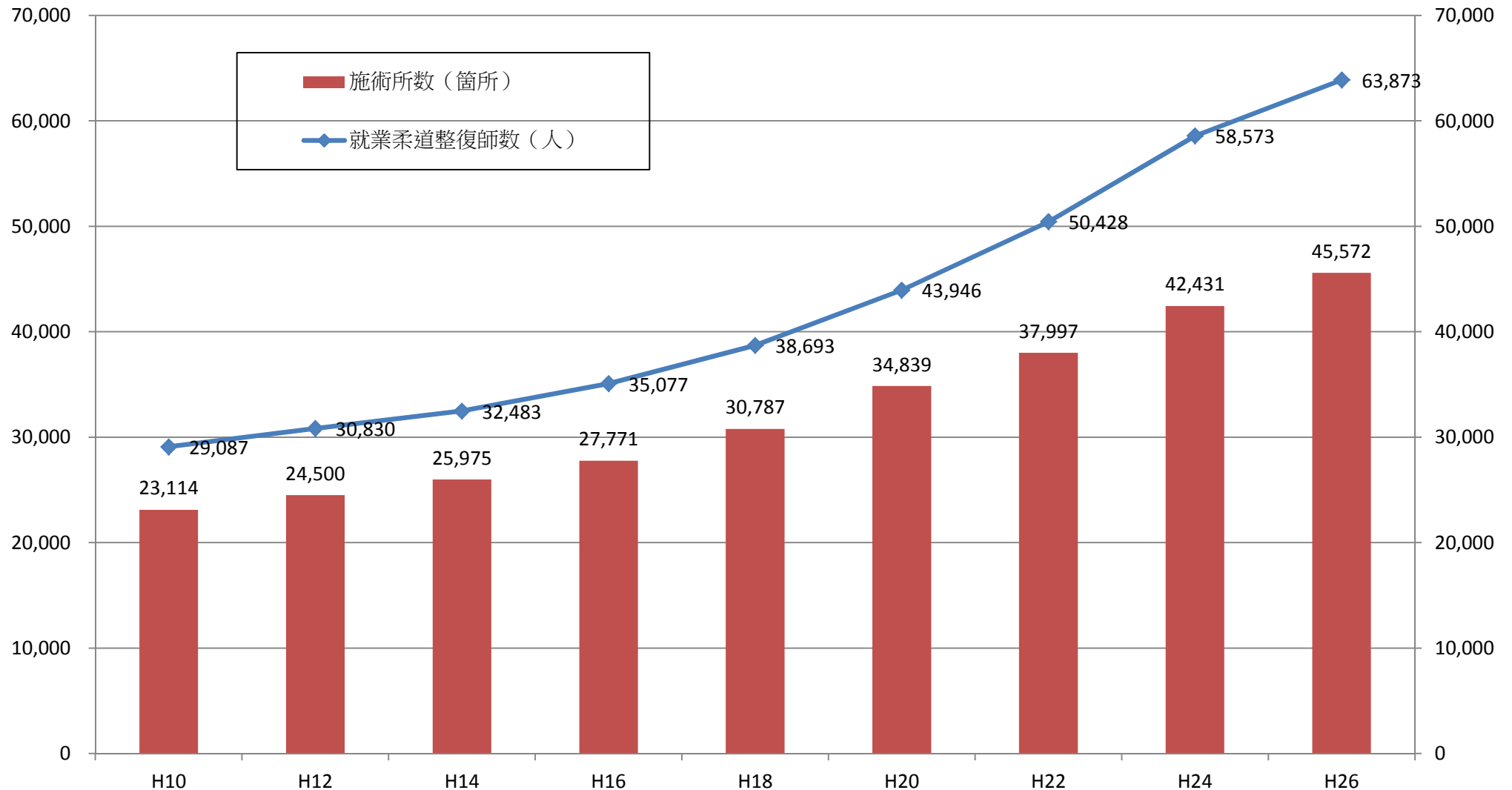
柔道整復師学校・養成施設数年度別推移

年次	計	厚生労働省	文部科学省
10	14	14	
11	15	15	
12	25	25	
13	33	33	
14	49	48	1
15	59	58	1
16	69	66	3
17	78	75	3
18	80	77	3
19	86	83	3
20	97	90	7
21	104	95	9
22	102	91	11
23	103	91	12
24	105	91	14
25	107	93	14
26	107	91	16
27	110	93	17

就業柔道整復師数・施術所数 年度別推移

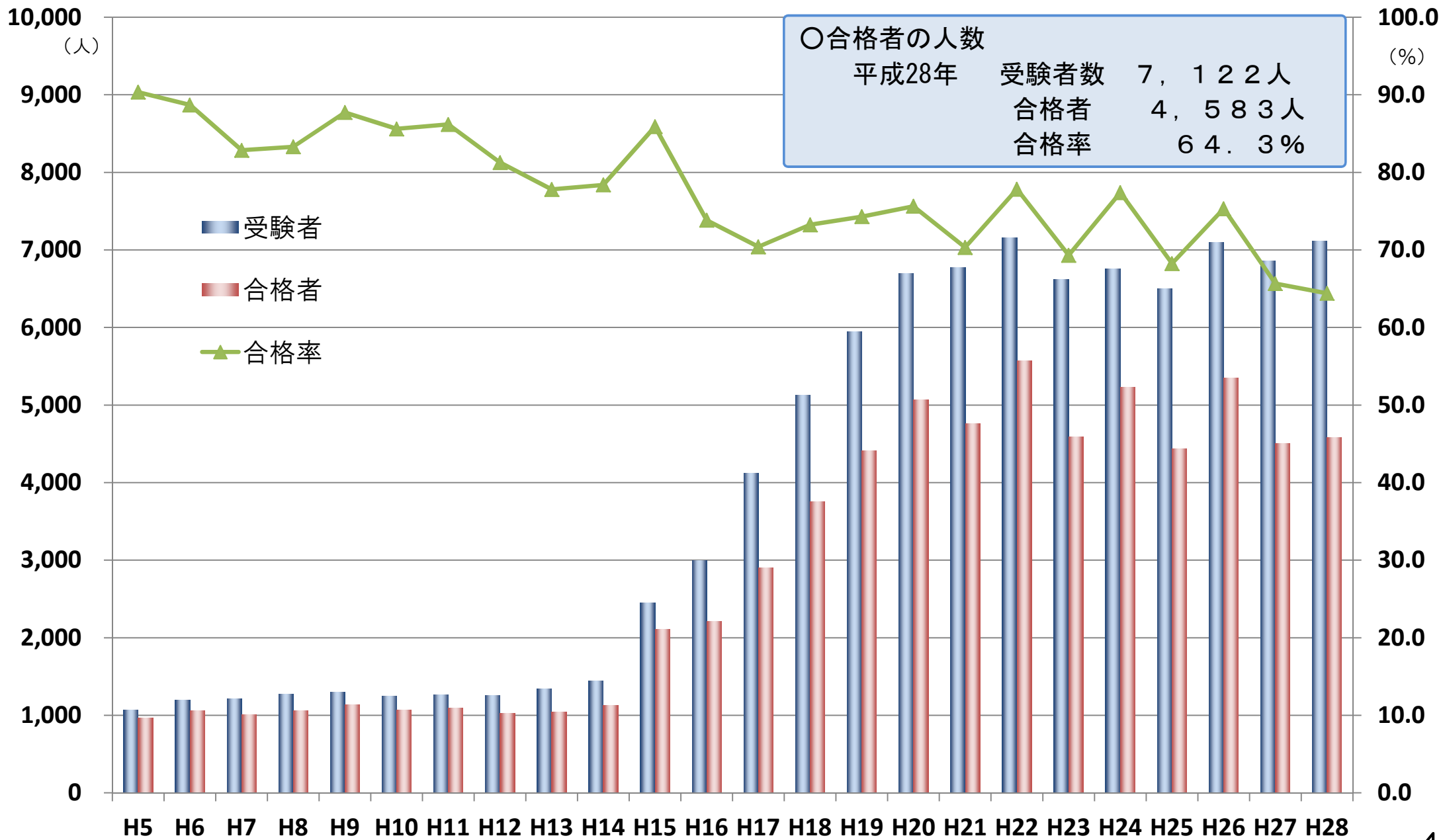
参考資料
28. 8. 30

○ 柔道整復師養成施設の増加に伴い、就業柔道整復師数や施術所数は急激に増加しており、平成10年に29千人であった就業柔道整復師数は、平成26年では2倍以上の63千人(+34千人)となっている。



※ 平成27年12月11日「柔道整復師学校養成施設カリキュラム等改善検討会」資料より

柔道整復師国家試験の実施状況



補足3 柔道整復師の卒業者の進路状況について

柔 ー 4
28. 11. 2

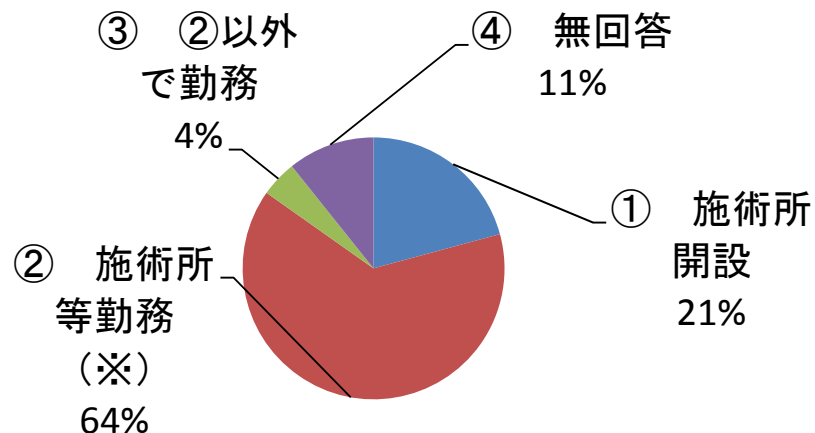
関連業務に従事				関連業務に従事していない
① 施術所開設	② 施術所等勤務 (※)	③ ②以外で勤務	④ 無回答	
20.9%	64.3%	4.5%	10.8%	178人
合計：2294人				

公益社団法人柔道整復学校協会調べ

平成19年～23年養成施設卒業生を対象に、平成23年12月アンケート調査を行ったもの

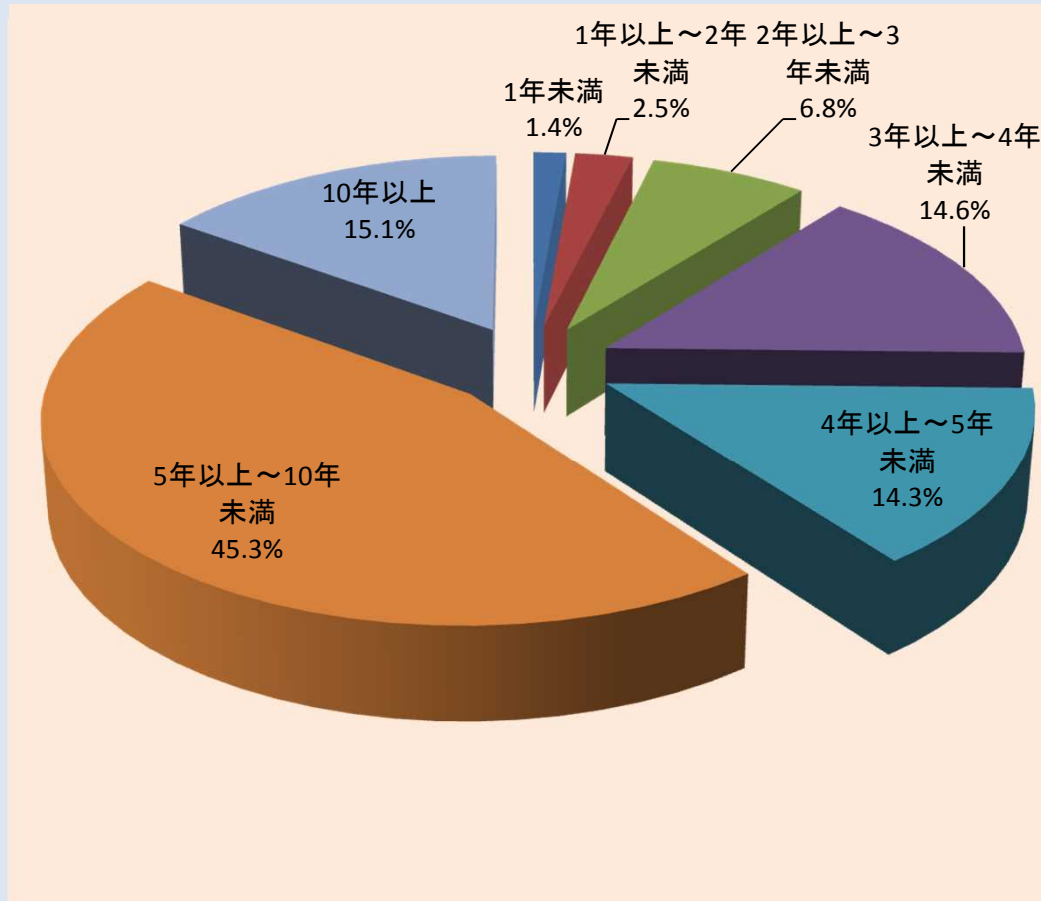
※柔道整復及びあはき施術所のほか、病院、診療所、介護関連事業所、スポーツジム等を含む。

柔道整復師養成施設卒業生の進路状況(関連業務に従事している者)



※柔道整復師学校養成施設カリキュラム等改善検討会(第1回) (平成27年12月11日) 参考資料5-6より

新規会員の実務経験について



実務経験年数	新入会員数	構成比
1年未満	9	1.4%
1年以上～2年未満	16	2.5%
2年以上～3年未満	44	6.8%
3年以上～4年未満	94	14.6%
4年以上～5年未満	92	14.3%
5年以上～10年未満	291	45.3%
10年以上	97	15.1%
計	643	100%

※東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、福岡県の各都府県柔道整復師会に平成25～27年度に新規に入会した会員の実務経験について調査。
 (公益社団法人日本柔道整復師会調べ)

柔道整復師学校養成施設カリキュラム等改善検討会について

- 柔道整復師が急増している現状を踏まえ、国民の信頼と期待に応える質の高い柔道整復師を養成するため、柔道整復師学校養成施設のカリキュラム等の改善を目的とした検討会を設置し、5回に渡り検討を行ってきた。
- 10月31日の医道審議会あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師分科会において、「当該検討会報告書(案)を踏まえ改正することが適当である」との答申があった。

平成27年12月11日

柔道整復師学校養成施設カリキュラム等改善検討会開催要綱（抜粋）

1. 目的

柔道整復師の学校養成施設のカリキュラム等については、平成12年以降、大きな改正を行っていないが、この間、柔道整復師学校養成施設数が増加する等、柔道整復師を取り巻く環境も変化し、学校養成施設における臨床実習の充実等を通じた、柔道整復師の質の向上が求められている。

このような状況を踏まえ、国民の信頼と期待に応える質の高い柔道整復師を養成するため、柔道整復師の学校養成施設の指定基準等の見直しなど、柔道整復師学校養成施設のカリキュラム等の検討を行う。

2. 検討内容

「柔道整復師学校養成施設指定規則」及び「柔道整復師養成施設指導ガイドライン」の見直しについて

- (1) 総単位数の引上げについて
- (2) 最低履修時間数について
- (3) 臨床実習の在り方について
- (4) その他

3. これまでの開催実績

- (第1回) 平成27年12月11日、(第2回) 平成28年2月22日、(第3回) 平成28年5月19日
- (第4回) 平成28年7月7日、(第5回) 平成28年9月16日

1. 総単位数の引上げ、最低履修時間数の設定について

医道審議会(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師分科会)(平成28年10月31日)資料

(1) 総単位数の引上げ

現行の85単位以上を99単位以上へ引上げ

[カリキュラムの主な見直し内容]

- ・ 臨床実習を1単位から4単位へ拡充
- ・ 柔道整復術の適応（医用画像の理解を含む）を4単位追加
- ・ 社会保障制度（保険の仕組み）、職業倫理などを追加

(2) 最低履修時間数の設定

現在、最低履修時間数の設定はなく、各単位の最小時間数を積み上げた場合1,530時間で単位取得が可能なことから、新たに最低履修時間数（2,750時間以上）を設定

※総単位数、最低履修時間数だけでなく、「各養成施設における独自のカリキュラムを追加することが望ましい」とする努力規定を追加

2. 臨床実習の在り方について

(1) 臨床実習施設

現在、養成施設附属臨床実習施設に限られている臨床実習を単位数の拡充に併せ養成施設附属臨床実習施設以外にも拡大

(2) 臨床実習施設の要件

臨床実習施設の拡大に伴い、要件等を新たに規定

[主な要件] ・ 5年以上の開業経験

- ・ 実習指導者：専任教員又は5年以上従事した後に臨床実習指導者講習会を修了した柔道整復師（講習会：16時間以上）
- ・ 過去1年間の平均受診者数が20名以上
- ・ 患者に対して臨床実習を行うことを文書により同意を得る など

3. 専任教員の見直しについて

(1) 専任教員数

単位数の見直し等に伴い、専任教員数を5名から6名へ見直し

また、臨床実習施設の拡大に伴い、養成施設は専任の実習調整者を1名配置

(2) 専任教員の要件の見直し、定義の明確化等

専任教員の資質向上のため、実務経験年数を3年以上から5年以上に見直し

また、専任教員の定義を明確化し、専任教員も臨床実習施設において自ら臨床能力の向上に努めるよう規定

(3) 専任教員（柔道整復師）の専門基礎分野の教授範囲の見直し

現在、柔道整復師である専任教員の教授範囲は、保健医療福祉と柔道整復の理念に限定されているが、カリキュラム等の見直し等を踏まえて教授範囲を見直し

4. その他について

(1) 通信教育等（放送大学等）の活用

基礎分野14単位のうち7単位を超えない範囲においては、通信教育等の活用が可能となるよう単位認定についての規定を追加

(2) 養成施設において備える必要がある備品等の見直し

基礎医学実習室の削除など現状にあわせて見直し

(3) 適用時期、経過措置について

・ 平成30年4月入学生から適用

・ 専任教員の経過措置は2年間

施術管理者とは

- 施術所に勤務する柔道整復師が行う施術も含め、当該施術所における受領委任に係る取扱い全般を管理する者
- 一人の柔道整復師が複数の施術所の管理者となることは原則として認められない
- 例外的に複数の施術所の施術管理者となる場合、同時に複数の施術所の管理はできないことから、各施術所における管理を行う日時(曜日)を明確にさせる必要がある

【現状の問題点】

- 柔道整復師の資格を有しておれば、勤務経験等に関係なく、誰でも施術管理者になれる点
- 地方厚生局への届出は初回時のみであり、継続的に資格確認等が行われる仕組みとなっていない点

○ 実務経験について

柔 ー 3
29. 1. 18

柔 ー 2
29. 2. 15

(参考) 実務経験3年＋研修の主な例

講習・研修／養成	対象者	実務経験要件	実務経験年数	講習研修
管理美容師 ・ 管理美容師指定講習 (理(美)容師が複数いる 理(美)容所の衛生管理責任者)	理容師 ・ 美容師	理(美)容師免許を取得後、理(美)容 の業務に従事	3年以上	厚生労働大臣の定める基準に従い都道府 県知事指定した講習会の課程を修了
かかりつけ薬剤師指導料 及び かかりつけ薬剤師包括管理料 (患者の受診医療機関と 服薬状況を一元的に管理)	薬剤師	・保険薬剤師として薬局勤務経験 ・医療に係る地域活動の取組に参画し ている	3年以上	薬剤師認定制度認証機構が認証してい る研修認定制度等の研修認定の取得
緩和ケア診療加算 (悪性腫瘍または後天性免疫不 全症候群の患者を対象とした医 師2名・看護師1名・薬剤師1名の チームによる症状緩和治療)	医師	・症状緩和治療を主たる業務 ・がん専門病院又は精神医療の従事	3年以上	緩和ケアの基本教育のための都道府県 指導者研修会 (国立がん研究センター主催)等

(参考)診療報酬上の施設基準における実務年数が3年の例

柔 ー 3
29. 1. 18

柔 ー 2
29. 2. 15

	対象	実務経験要件	経験年数	研修	研修期間
かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料	薬剤師	保険薬剤師として薬局勤務経験	3年以上	薬剤師認定制度認証機構が認証している研修認定制度等の研修認定の取得	ー
緩和ケア診療加算	医師	・症状緩和治療を主たる業務 ・がん専門病院又は精神医療の従事	3年以上	緩和ケアの基本教育のための都道府県指導者研修会(国立がん研究センター主催)等	ー
精神科リエゾンチーム加算	看護師	精神科等の経験	3年以上	国及び医療機関関係団体等が主催する研修	6月以上かつ600時間以上
感染防止対策加算	医師	感染症対策の経験	3年以上	ー	ー
回復期リハビリテーション病棟入院料 ・体制強化加算	医師	リハビリテーション医療に関する経験	3年以上	医療関係団体等が開催する回復期のリハビリテーション医療に関する理論、評価方法等に関する総合的な内容を含む研修	数日程度、14時間程度
院内トリアージ実施料	看護師	救急医療に関する経験	3年以上	ー	ー

(参考)診療報酬上の施設基準における実務年数が3年以外の例

柔 ー 3
29. 1. 18

柔 ー 2
29. 2. 15

	対象	実務経験要件	経験年数	研修	研修期間
有床診療所緩和ケア診療加算	医師	悪性腫瘍患者又は後天性免疫不全症候群の患者を対象とした症状緩和治療を主たる業務とした経験	1年以上	緩和ケア研修会の開催指針に準拠した緩和ケア研修会 都道府県指導者研修会(国立がん研究センター主催)	
移植後患者指導管理料	看護師	臓器移植に従事した経験	2年以上	医療関係団体が主催する研修	通算して3日間以上の講義、演習、実習等(講義、演習等は10時間以上)
糖尿病透析予防指導管理料	看護師	糖尿病及び糖尿病性腎症の予防指導に従事した経験	2年以上	国及び医療関係団体等が主催する研修	通算して10時間以上
緩和ケア診療加算	看護師	悪性腫瘍患者の看護に従事した経験	5年以上	国及び医療機関関係団体等が主催する研修	6月以上かつ600時間以上
認知症ケア加算1	医師	・精神科の経験 ・神経内科の経験	5年以上	国、都道府県又は医療機関関係団体等が主催する研修	2日間、7時間以上
	看護師	認知症患者の看護に従事した経験	5年以上	国及び医療機関関係団体等が主催する研修	6月以上かつ600時間以上
人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算	看護師	急性期患者の看護に従事した経験	5年以上	医療関係団体等が認定する教育施設において実施する研修	20時間以上

(参考1) 公益財団法人 柔道整復研修試験財団の 卒業臨床研修の内容

柔 - 3
29. 1. 18

柔 - 2
29. 2. 15

分野	科 目	時間
I. 基礎 全4科目必修	イ. 研修の目的と意義	①卒業臨床研修ガイダンス 1時間
	ロ. 医の倫理	①医の倫理、生命倫理、患者の権利 ②社会人・医療人としてのマナー ③患者・家族へのマナー ④インフォームドコンセント ⑤患者とのコミュニケーション 2時間
	ハ. 保険制度	①保険医療と医療費 ②給付システムとその実際 <small>(行政指導を含む)</small> 2時間
	ニ. リスクマネジメント	①柔整医療危機管理の考え方 ②柔整医療過誤の実例とその予防 2時間
II. 臨床 全4科目必修	イ. 施術録の意義	①施術録の必要性 ②施術録の記載方法 2時間
	ロ. 医接連携	①医接連携のあり方 ②依頼状その他書類の記載方法 2時間
	ハ. 画像読影法	①単純X線像読影 ②CT像読影 ③MRI像読影 ④その他の画像読影 2時間
	ニ. 救急措置	①柔整診断の進め方と鑑別 ②救急処置の方法 1時間
III. 応用 全4科目必修 (応用分野5科目については、各会場で選択した4科目が開催される。イ. 学術講座は必修。)	イ. 学術講座	①学会・学術大会論文 ※講義の中に「論文検索とその方法、研究発表の方法」の内容を含む講義とする 6時間 <small>(1時間半×4科目)</small>
	ロ. 専門基礎分野講座	①解剖学・生理学・病理学講座 ②整形外科学講座 ③その他
	ハ. 業務関連講座	①施術所業務講座 ②介護関連業務講座 ③スポーツトレーナー関連業務講座 ④その他関連業務講座
	ニ. 臨床講座	①体験外傷講座 ②治療講座
	ホ. 社会活動講座	①スポーツ救護講座 ②災害救護講座 ③地域活動講座 ④海外ボランティア講座
12科目		20時間

受講者数

平成27年度 418人

平成28年度 396人

平成27年度の 新卒合格者数

4,099人



このほか、臨床研修施設
で1年間の勤務が必要

(参考2) 地方厚生(支)局における集団指導の事項例
(開設後1年未満の施術所を対象)

柔 ー 3
29. 1. 18

柔 ー 2
29. 2. 15

○受領委任の取扱い関係

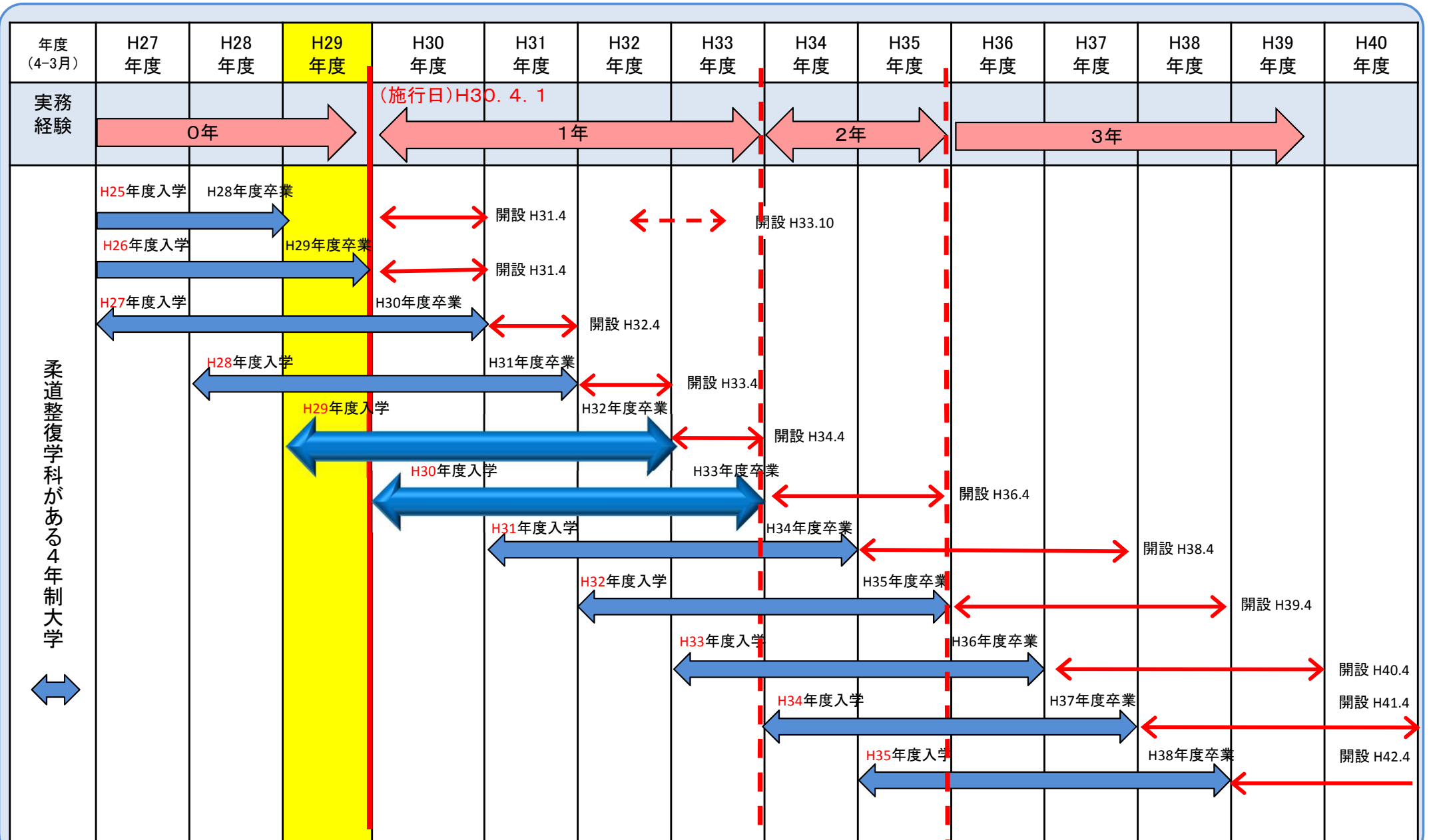
- ・療養費の申請と受領委任の取扱い
- ・診療報酬と療養費の受領委任の相違点
- ・受領委任の届出・申出
- ・施術管理者の届出義務
- ・施術管理者の申出義務
- ・新規開設時の受領委任の届出
- ・施術所の移転・廃止
- ・施術管理者の変更
- ・開設者の変更

○指導監査関係

- ・指導監査委員会について
- ・集団指導について
- ・個別指導について
- ・個別指導後の対応について
- ・指導拒否等の対応について
- ・指導のポイント(主な指摘事項)
- ・監査について
- ・監査後の措置について
- ・受領委任の中止について

学生等に配慮した実務経験3年の段階実施(案)

《4年制大学生の例》



「運動器リハビリテーション料」等の算定要件について

施設基準 (保険医療機関からの届出)	対象患者	リハビリテーションの内容	指導 監督者	監視者	指導監督者、監視者 以外の実施者
運動器リハビリテーション料 1 (Ⅰ) (1単位) 185点 2 (Ⅱ) (1単位) 170点 3 (Ⅲ) (1単位) 85点	上・下肢の複合損傷、脊椎損傷による四肢麻痺 その他の急性発症した運動器疾患又はその手術後の患者等	基本的動作能力の回復等を通して、実用的な日常生活における諸活動の自立を図るために、 ・種々の運動療法、 ・実用歩行訓練、 ・日常生活活動訓練、 ・物理療法、 ・応用的動作能力、 ・社会的適応能力の回復等を目的とした作業療法等 を組み合わせて個々の症例に応じて行った場合等に算定	医師	理学療法士 作業療法士	適切な運動器リハに係る研修を修了しているあん摩マッサージ指圧師等の従事者 (※1)
脳血管疾患等リハビリテーション料 1 (Ⅰ) (1単位) 245点 2 (Ⅱ) (1単位) 200点 3 (Ⅲ) (1単位) 100点	脳梗塞、脳出血、くも膜下出血、その他の急性発症した脳血管疾患又はその手術後の患者等			理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	運動療法機能訓練技能講習会を受講するとともに、定期的に適切な研修を修了しているあん摩マッサージ指圧師等の従事者 (※2)
廃用症候群リハビリテーション料 1 (Ⅰ) (1単位) 180点 2 (Ⅱ) (1単位) 146点 3 (Ⅲ) (1単位) 77点	急性疾患等に伴う安静による廃用症候群であつて、一定程度以上の基本動作能力、応用動作能力、言語聴覚能力及び日常生活能力の低下を来しているもの				

(※1) 運動器リハビリテーション料(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)において、理学療法士及び作業療法士以外に、適切な研修を修了した等のあん摩マッサージ指圧師等の従事者が訓練を行った場合は、一定の要件を満たせば、運動器リハビリテーション料(Ⅲ)を算定できる。

(※2) 脳血管疾患等(廃用症候群)リハビリテーション料(Ⅱ)(Ⅲ)において、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚療法士以外に、運動療法機能訓練技能講習会を受講するとともに、定期的に適切な研修を修了しているあん摩マッサージ指圧師等の従事者が訓練を行った場合は、一定の要件を満たせば、脳血管疾患等(廃用症候群)リハビリテーション料(Ⅲ)を算定できる。

《運動器リハビリテーション料に関する事務連絡 - 抜粋 - (平18.3.31 医療課事務連絡)》

問 「研修を終了したあん摩マッサージ指圧師等」とあるが、「等」には看護師、準看護師、柔道整復師、はり師、きゅう師は含まれるのか。

答 はり師、きゅう師は含まれない。看護師、準看護師、柔道整復師は含まれる。